

草住審発第 号  
令和 5 年 月 日

草津市長 橋 川 渉 様

草津市営住宅審議会  
会長 谷口 浩志

子育て世帯に対する住宅支援および入居者資格の見直しについて（答申）（案）  
令和 5 年 8 月 3 1 日付け草住発第 9 3 9 号にて当審議会に諮問のあった子育て世帯  
に対する住宅支援および入居者資格の見直しについて、下記のとおり答申いたしま  
す。

#### 記

#### 1. 公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援

公営住宅における子育て世帯の入居機会を確保し、子育てしやすい住環境づくりを進めるため、下記の支援策を検討すること。

##### ①子育て世帯の優先募集枠の設定

- ・子育て世帯向けに一般の募集枠と別に募集枠を設け、優先的に入居できる公営住宅の指定を行うこと。
- ・子育て世帯の優先募集枠への申し込みの対象は、中学生以下の子どもが同居する世帯(入居者または同居者が妊娠している場合を含む)とすること。
- ・子育て世帯の優先募集枠を設定する公営住宅については、特に近隣住戸等へ十分に周知啓発を行い、子育て世帯が心地よく居住できる環境づくりに努めること。

##### ②収入基準(入居資格)の緩和

- ・子育て世帯の収入基準(入居資格)については、施行令で定める収入要件の上限額である 2 5 9, 0 0 0 円まで基準を引き上げること。
- ・子育て世帯の収入基準(入居資格)の緩和対象は、同居者に 1 8 歳以下の子どもが同居する世帯(入居者または同居者が妊娠している場合を含む)とすること。

##### ③抽選倍率の優遇

- ・子育て世帯（1 8 歳以下の子どもが同居する世帯）の抽選倍率を優遇し、抽選回数を 2 回とすること。
- ・上記の措置に伴い、一人親世帯（1 8 歳以下の子どもが同居する世帯）の抽選回数を 3 回とすること。

#### 2. 勤務地要件(入居者資格)の見直し

市民に限りある公営住宅の適正な供給を行うため、入居者資格の一つである勤務地要

件を下記のとおり見直すことを検討すること。

- 他市に居住し草津市に勤務地を有する者については、通勤に公共交通機関を利用した場合に、片道1時間以上かかる者に限定すること。

以上